

「石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について（原案）」に 寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】	令和5年12月1日（金）から令和6年1月4（木）まで		
【担当部局】	企画経済部企業連携推進課		
【意見提出者】	1人		
【意見件数】	6件		
【意見への対応】	採 用	: 意見に基づき原案を修正するもの	0 件
	一部採用	: 意見に基づき原案を一部修正するもの	0 件
	不 採 用	: 意見を原案に反映しないもの	1 件
	記 載 済	: 既に原案に盛り込まれているもの	0 件
	参 考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0 件
	そ の 他	: ご質問・ご意見として伺うもの	5 件
【意見の検討経過】	令和6年1月11日	当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成	
	令和6年1月22日	広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定	

「石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について（原案）」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	<p>経産省のホームページに同意基本計画一覧がありますが、画一的な書きぶりに疑問を感じます。</p> <p>同意基本計画（令和5年12月26日時点）に、同意された基本計画として、「北海道石狩市」の本文及び概要が掲載されていますが、まだ同意には至っていないのではありませんか？</p>	その他	<p>地域未来投資促進法に基づく第2期北海道石狩市基本計画については、今回の条例改正とは別のプロセスで計画改定を行っております。</p> <p>基本計画については、令和5年12月26日付で国の同意を得ているところです。</p>
2	<p>北海道石狩市「第2期北海道石狩市基本計画」及び「概要」にまだ確定していない「石狩市生物多様性地域戦略（仮）」の資料の引用もあることに疑問を感じます。</p>	その他	<p>地域未来投資促進法に基づく第2期北海道石狩市基本計画については、今回の条例改正とは別のプロセスで計画改定を行っております。</p> <p>本資料は、現在の石狩市内の自然環境に関する保護区一覧に関する事実ベースの資料であり、関係所管に確認の上使用しております。</p>
3	<p>この改正に同意しません。その理由は、石狩市が再エネの導入に関して、「風力発電ゾーニング計画」や「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン」を遵守していないからです。</p>	その他	<p>今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであります。</p> <p>また、対象設備については、ゾーニング計画やガイドライン、環境影響評価などの議論を踏まえて総合的に判断して参ります。</p>
4	<p>「石狩市生物多様性地域戦略」の策定、「石狩市地球温暖化対策推進計画」の変更、「石狩市地域未来投資促進条例」一部改正について、環境審議会で本気で議論する</p>	その他	<p>今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであり、本条</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	ためには、「風力発電のゾーニング計画」と「再エネの推進」についての議論が前提だと思います。		例改正案を環境審議会に諮問する必要はないと考えております。
5	石狩市地域未来投資促進条例の一部改正については、環境保全の観点から環境審議会の議論を待つべきではないでしょうか。	その他	<p>今回の条例改正は、電力制度の改正に伴い、発電事業者が需要家と直接契約を結び供給できる仕組みができたことにより、今後の再エネの地産地活を進めるために行うものであります。</p> <p>対象設備については、各種基準を満たしている設備であることを前提として考えており、環境審議会において本件を議論する必要はないと考えております。</p>
6	再エネの地産地活を推進する施設や、関連の人材養成の施設の追加などに、投資を呼び込むのは、冒険が過ぎると思います。 改正前の通りでよいと思います。	不採用	<p>地域の発展のために地域に投資を呼び込むことは、自主財源の確保などの観点から必要であると認識しております。</p> <p>現在、地域の再生可能エネルギーを地域で活用する「再エネの地産地活」を推進し、再生可能エネルギーを活用したいと考える企業の誘致を進めております。</p> <p>今後も社会情勢の変化を注視し、地域特性に即した投資を促せるよう適切に対応したいと考えております。</p>